

公 安 委 員 会	「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集について	平成28年5月12日 交 通 企 画 課 運 転 免 許 課
説明資料No. 1		

1 意見募集の趣旨

道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）の施行に伴う道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）等の改正に当たり、それらの改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

平成28年5月13日（金）から平成28年6月11日（土）までの間

3 主な内容

(1) 道路交通法施行令の一部を改正する政令案

自動車等の運転に関し認知機能が低下した場合に行われやすい行為の類型（信号無視等）、各種講習の手数料の標準等を定める。

(2) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案

臨時高齢者講習の受講者の基準（直近の認知機能検査と比較して臨時認知機能検査の結果が悪化した者等）、更新時の高齢者講習及び臨時高齢者講習の内容、準中型自動車の大きさ（車両総重量3.5トン以上7.5トン未満）等を定める。

(3) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案

準中型自動車に係る車両の種類の略称（「準中型」等）を新設する。

(4) 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則案

準中型免許に係る指定自動車教習所の指定の基準について、教習の科目の基準の細目、教習時間の基準の細目、教習方法の基準の細目等を定める。

(5) 指定自動車教習所の指定に係る別段の申出に関する規則案

旧法中型免許に係る指定自動車教習所が、改正政令により準中型免許に係る指定自動車教習所とみなされることを希望しない旨の申出に関する手続について定める。

(6) その他

関連する国家公安委員会規則の規定を整備する。

4 施行期日

平成29年3月12日（3(5)等については公布日）を予定

公 安 委 員 会 説明資料No.2	「国會議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」に係る下位法令の制定等について	平成28年5月12日 警 備 企 画 課
-------------------------------------	---	---------------------------------------

1 国會議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）の下位法令の制定

(1) 施行令

ア 危機管理行政機関関係

危機管理に関する機能を担う14の国の行政機関を定めるとともに、当該行政機関の担う危機管理に関する機能を維持するために特に必要な庁舎を対象施設として規定。

イ 原子力事業所関係

国家公安委員会が対象施設として指定することができる原子力事業所として、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第4号に規定する原子力事業所を規定。

(2) 施行期日政令

施行期日を平成28年5月23日と規定。

(3) 規則（特定航空用機器関係）

規制対象として、気球、ハンググライダー、パラグライダー等を規定。

2 意見公募の実施結果

平成28年4月8日から5月7日までの間、1(1)及び(3)について意見公募手続を実施した結果、5件の御意見が寄せられた。

3 国家公安委員会による対象施設等の指定（法施行後）

(1) 危機管理行政機関に関する指定

国家公安委員会の庁舎について、上空において小型無人機等の飛行が禁止されることとなる地域を指定する。

(2) 原子力事業所に関する指定

発電用原子炉が設置されているなどの22の原子力事業所を対象施設として指定するとともに、上空において小型無人機等の飛行が禁止されることとなる地域を指定する。

4 今後の予定

平成28年5月17日 開 議（1(1)及び(2)関係）

平成28年5月23日 施 行

国家公安委員会による指定の告示（3関係）

1 申請及び裁定の状況

(1) 申請の状況

区分	25年度	26年度	27年度	前年度比
申請に係る被害者数 (申請件数)	558 (645)	531 (623)	452 (552)	-79 (-71)
遺族給付金 (申請件数)	141 (228)	157 (249)	156 (256)	-1 (7)
重傷病給付金	252	236	189	-47
障害給付金	165	138	107	-31

(2) 裁定の状況(前年度申請分を含む)

区分	25年度	26年度	27年度	前年度比
裁定に係る被害者数 (裁定件数)	571 (662)	559 (655)	455 (559)	-104 (-96)
支給裁定 (裁定件数)	516 (597)	503 (591)	422 (523)	-81 (-68)
遺族給付金 (裁定件数)	133 (214)	138 (226)	141 (242)	3 (16)
重傷病給付金	228	229	177	-52
障害給付金	155	136	104	-32
不支給裁定 (裁定件数)	55 (65)	56 (64)	33 (36)	-23 (-28)
仮給付	(2)	(6)	(11)	(5)
裁定総額(百万円)	1,233	1,243	991	-252

- 裁定までに要した期間
平均裁定期間は約7.0か月

2 支給裁定額の状況

(単位：千円)

区分	裁定総額	前年度比	平均裁定額	最高支給額
遺族給付金	719,700	-37,224	5,104	24,255
重傷病給付金	43,593	-14,176	246	1,200
障害給付金	228,089	-200,362	2,193	25,056

- 支給裁定額が減少した要因として考えられる事情
 • 支給裁定件数の減少に伴い裁定額も減少
 • 障害給付金のうち、重度後遺障害（障害等級1級から3級）の減少
 (-10人、-177,721千円)

3 不支給裁定の理由

(単位：人)

給付金の算定額を上回る労災補償、損害賠償等の受領が判明した	17
当該死亡、障害等に犯罪行為との因果関係が認められなかった	8
被害者に犯罪行為を誘発する行為、著しく不正な行為等があった	5
被害者と加害者との間に内縁関係等一定の親族関係があった	2
除斥期間経過後の申請	1

4 国家公安委員会に対する審査請求の状況

- 申立 18件 (前年度比+5件)
 ○ 裁決 8件 (前年度比-2件)

※ 申立て件数は増加傾向（平成25年度以降、裁定数の1～3%で推移）

1 「車座ふるさとトーク」について

関係府省庁の大臣等が地域に赴き、テーマを決めて地域の方々と少人数での対話を行い、重要政策について説明し、今後の政策に活かすもの。

(平成25年2月以降、本年3月末までに各府省庁で94回開催)

2 概要

(1) テーマ

「地域の防犯対策を一層盛り上げていくためには」

(2) 趣旨

- 防犯ボランティア活動を担ってきた高齢者が更に高齢化する一方、新たな担い手が不存在であるなど次世代への継承が困難な状況も見られることに加え、全国的に人口減少、少子高齢化が進行することを勘案すれば、地域社会の安全安心を支える防犯ボランティア活動が停滞・消滅することが懸念される中、防犯ボランティア団体及びその活動の持続性を高める必要がある。
- 奈良県では、住民の挨拶から始まる「声かけ運動」による自主防犯活動の定着・拡大化や、将来の活動の担い手となる若い世代への参加促進など、自主防犯活動の活性化が進んでおり、「トーク」を通じて、県内各地域の様々な取組について紹介を受けるとともに、今後、地域の防犯対策を一層盛り上げていくためにはどのような取組が必要か、広く意見を求めるもの。

(3) 開催日時

平成28年5月14日（土）午前9時から約1時間

(4) 開催場所

奈良県北葛城郡上牧町

「桜ヶ丘老人憩の家」

(5) 出席者

- 河野太郎国家公安委員会委員長
- 参加者（10名）

県内で防犯ボランティア活動に携わる10歳代から70歳代の男女

公 安 委 員 会	「第三次児童ポルノ排除総合対策（案）」について	平成28年5月12日 少 総 年 務 課
説明資料No. 5		

1 経緯

「第二次児童ポルノ排除総合対策」（平成25年5月28日犯罪対策閣僚会議決定）が策定後3年を迎えるところ、児童ポルノに係る現下の深刻な情勢を踏まえて、

- ① フィルタリングの普及や情報リテラシーの向上等によるインターネット関連事犯の被害防止対策の推進
 - ② 児童ポルノ画像等の削除やISP等によるブロッキングの導入促進等によるインターネット上の流通・閲覧防止対策の推進
 - ③ 悪質な事犯の取締りの強化と被害児童の保護対策の推進
- の3項目を特に留意すべき課題とし、同総合対策の見直しを行うもの。

2 新たに規定される主な事項

- (1) 「インターネット関連事犯の被害防止対策の推進」関係
 - フィルタリングの利用や家庭におけるインターネットの利用に係るルール作りの推奨等を行う「春のあんしんネット・新学期一斎行動」の推進
- (2) 「インターネット上の流通・閲覧防止対策の推進」関係
 - 児童ポルノに係る流通・閲覧防止の取組や違法情報の関係機関への通報等についての幅広い広報・啓発活動の推進
- (3) 「悪質な事犯の取締りの強化と被害児童の保護対策の推進」関係
 - サイバー補導の推進
 - 検察、警察及び児童相談所が連携し、その代表者が児童の事情聴取を行うことで、児童の負担軽減等を図る「協同面接」の実施
 - 自己の性的好奇心を満たす目的による児童ポルノ所持等罪の適切な適用
 - 児童保護施策の実施状況等に係る定期的な検証及び評価の実施

3 意見募集手続の実施結果

平成28年4月23日（土）から今月4日（水）までの間、意見募集手続を実施したところ、4件の意見が寄せられた。寄せられた意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりである。

4 参考

「第三次児童ポルノ排除総合対策」については、今後、児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議（議長：国家公安委員会委員長）における審議を経た上で、本年6月に予定される犯罪対策閣僚会議において決定する予定である。

また、児童ポルノを含む児童の性的搾取等に係る対策について、「第三次児童ポルノ排除総合対策」の内容を反映しつつ、本年度末を目指として同連絡会議において基本計画案を策定し、犯罪対策閣僚会議において基本計画を決定する予定である。

1 特定秘密の指定及びその解除の実施の状況について

警察庁においては、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に基づき、平成27年中に以下のとおり6件の特定秘密の指定を行った。

- 部隊の戦術・運用関係 1件
- 特定有害活動関係 1件
- テロリズム関係 2件
- 外国の政府等との協力関係 1件
- 人的情報源関係 1件

※ 保有する特定秘密文書等件数（平成27年12月31日現在）

21,836件（都道府県警察保有分を含む。）

なお、平成27年中、指定の有効期間の延長及び解除は行っていない。

2 特定秘密の保護措置の実施の状況について

(1) 概要

警察庁及び各都道府県警察においては、警察庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成26年警察庁訓令第8号。以下「訓令」という。）等の内部規程に従い、以下のような保護措置を実施している。

- 職員に対する特定秘密の保護に関する教育の実施
- 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限
- 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限（インターネットへの接続のない電子計算機の使用、データ保存の際の暗号化等）
- 特定秘密文書等の作成、運搬、保管等の取扱いの方法の制限（必要最小限の文書の作成、二重封筒に入れての運搬、施錠可能で十分な強度を有する保管庫における保管等） 等

(2) 保護措置の状況の検査の実施

訓令第39条第1項及び第44条第1項に基づき、警察庁及び各都道府県警察における特定秘密の保護の状況について検査を実施したところ、以上の保護措置が適切に講じられており、指摘すべき事項はなかった。

3 適性評価の実施の状況について

警察庁及び各都道府県警察においては平成27年中、適性評価を2,550件（うち警察庁575件、都道府県警察1,975件）実施した。また、評価対象者が調査の実施に同意しなかった件数及び実施された適性評価についての苦情は、いずれも0件であった。

4 その他

特定秘密保護法第19条に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、4月26日に、政府から国会報告が行われた。

また、衆参情報監視審査会は、平成27年中の調査結果について、3月30日に、両院議長に対して年次報告書を提出した。